

□■養成所ニュースプラス第 14 号 2023□■

今日から福岡スクーリングが始まりました。今期のスクーリング最後の日程になります。

今回は「就労支援サービス」から「障害者総合支援法」についての問題です。新カリキュラムでは、「就労支援サービス」という科目自体はなくなり、「障害者福祉」「貧困に対する支援」等にその内容が引き継がれました。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 34 回問題 144】「障害者総合支援法」の障害者の就労支援などに関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 就労移行支援事業では、利用者が就職できるまで支援を提供するため、利用期間に関する定めはない。
2. 就労継続支援 A 型事業では、雇用契約を締結した利用者については最低賃金法が適用される。
3. 就労継続支援 A 型事業の利用者が一般就労に移行することはできない。
4. 就労継続支援 B 型事業の利用者が一般就労に移行する場合には、就労移行支援事業の利用を経なければならない。
5. 就労継続支援 B 型事業は、利用者に支払える平均工賃が月額 20,000 円を上回ることが事業認可の条件となっている。

(注)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(34 期生) 教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練) の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練) の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(35 期生) 見込書類 (実務経験証明書) のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏 (表紙の次のページ) に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日 (日) です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1117900&c=3246&d=99c7>
- ・第 36 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1117901&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

- ・社会福祉振興・試験センターより、「令和 6 年度 (第 37 回試験) から適用する社会福祉士国家試験出題基準 (予定版)」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1117902&c=3246&d=99c7>

- ・社会福祉振興・試験センターより、「令和 5 年度社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士における感染症対策について」が公表されました。←New

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1117903&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1117904&c=3246&d=99c7>

※締め切り間近ですので、検討されている方は早急にご確認ください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1117905&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1117906&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第6号／国家試験ガイダンスで伝えたこと6】

今回は、無料のアプリや動画の活用についてお伝えします。活用するメリットは、スマホがあれば思いついたときにアプリをインストールして、手軽に勉強を始めることができること、SNS等様々な媒体を活用し生活の隙間時間に勉強ができること、そして、記憶を劣化させることなく、インプットしてきた知識を引き出し定着させることができることです。6月9日のメルマガでも、「忘れてたくない記憶は定期的に思い出すことが必要なのだそうです。」とふれました。

スクーリング会場では、解説が充実している過去問解説本として、メディックメディアと中央法規出版の受験対策本を手にとってもらいました。

メディックメディアは、「福ぞうくん」というWebサイトを書籍購入後のサポートとして展開しています。法律や統計の更新情報が提供され、○×式の国試クイズが週1回アップされ、勉強法等の紹介もあります。

また、中央法規出版は、「けあサポ」というWebサイトを提供しています。「今日の一問一答」は、平日に毎日問題が5問、週末は「今週の穴埋め問題」が、月末はその月の一問一答の「確認テスト」が送られてきます。どちらも、スマホ片手に、ちょっとした隙間時間の活用には適したツールと言えます。

もう一つ、活用する方が多くなってきたと感じるのは、YouTube等の無料動画の活用です。キーワードを入力し動画を選択すると、様々な方の動画を視聴することができます。

受験対策本と同様に、よく「お薦めはなんですか」と聞かれます。先輩から教えられるのは、ご自身に合ったものを選ぶことの大切さです。利用したという声の多い動画を、ある人は声の質がぴったりと言い、ある人は生理的に嫌だったと言うように、感じ方は千差万別です。動画1本の時間も、コンパクトに要点だけをまとめているものがよい方もいれば、時間をかけた説明で理解した方もいました。

これは動画に限ったことではありませんが、イラストやグラフ等の視覚情報が多いものを好む方もいれば、音声のみの聴覚に訴えた方がインプットしやすい方もいると思いますので、ご自身と相性の良いツールを探してみてください。

解説が充実している過去問解説本（もしくは有料の過去問アプリ）が勉強の中心であることは言うまでもありませんが、様々な感覚に訴えて、補う方法として、今回は「無料」というキーワードで受験勉強ツールを紹介しました。次回は、「進捗状況の確認」を行います。

【Plus Quiz 正答と解説】

この科目は、出題数は4問で、更生保護制度と合わせて1科目群となります。障害者施策の就労支援は頻出で、今回のような「障害者総合支援法」からの出題は、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」と合わせて確認すると効率的です。

「障害者総合支援法」で厚生労働大臣が定めるとしている「基本指針」とは、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び

障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針にあたるものです。都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。今年度までの「基本指針」に引き続き、第7期障害福祉計画基本指針でも「福祉施設から一般就労への移行」は重点項目に挙げられており、具体的な成果目標が示されています。その中には、就労系障害福祉サービスに係るものもあり、施策を進める大事な役割を担っています。

就労系障害福祉サービスには、就労継続支援A型と就労継続支援B型、就労移行支援、そして、2018（平成30）年にサービス化された就労定着支援があります。それぞれのサービスの事業内容や利用期間の定めの有無、利用要件、配置職員、事業所数等を簡単な表にまとめ比較することで問題対応力も広がります。

障害者福祉施策における就労支援制度は、第31、33、34回に、障害者福祉施策との連携は、第32、33回に出題されています。

1. ×就労移行支援事業所の利用期間は、一部を除き「障害者総合支援法施行規則」で原則2年間と規定されています。
2. ○就労継続支援A型は、雇用型といわれ、利用者と雇用契約を結んだときは、労働基準法上の労働者であるため、最低賃金法の適用を受けます。
3. ×利用中の一般就労への移行を制約するものではありません。一般就労等への移行に向けた支援を行っています。
4. ×就労移行支援事業所は、就労継続支援の利用者が必ず通るステップとして規定されてはいません。就労後の支援を行う就労定着支援の利用要件も「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者」とあることから理解ができます。
5. ×「運営基準」では、利用者それぞれに支払われる1月あたりの工賃平均額を「3000円を下回るものとしてはならない」と規定しています。令和3年度の月平均工賃額は16,507円（前年度比104.6%）と公表されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus